

## 岩手県学校生活協同組合

### IRIS日専連JCBカード会員特約

#### 第1条（カードの名称）

このカードは岩手県学校生活協同組合（以下「甲」という）、株式会社日専連パートナーズ（以下「乙」という）が業務提携して発行するもので、カードの名称は「IRIS（イーリス）日専連JCBカード」（以下「カード」という）と称します。

#### 第2条（カードの特性と入金方法）

1. このカードは、乙の日専連JCBカードとしての機能を持つものとします。
2. 申込者は、本会員特約、並びに乙の会員規約（以下「日専連JCBカード会員規約」という）を承認のうえ、甲を通じ、乙へ申し込むものとします。
3. 会員とは、甲への出資者で、甲、乙が入会を認めた者をいいます。  
尚、原則として会員の配偶者で会員の指定により甲、乙が認めた場合は家族会員となることのできるものとします。
4. 甲、乙は、会員に対して、二者が発行するカードを貸与します。
5. カードの所有権は、甲、乙にあります。学校生協利用規約第5条、又は、日専連JCBカード会員規約第10条および第12条により、カードの返却を求める場合は、甲、乙のいずれからでも返却を求めることが出来るものとします。
6. 本カードについては、年会費は免除されるものとします。

#### 第3条（カードの利用）

1. 会員は、日専連JCBカード会員規約第22条に定める日専連JCBカードとして使用出来る加盟店（以下「加盟店」という）で、このカードの使用ができるものとします。
2. 会員は、日専連JCBカード会員規約第23条にかかわらず、加盟店での「ショッピング利用代金の支払方式」は1回払いのみとし、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、リボルビング払いの利用はできないものとします。
3. 会員は、日専連JCBカード会員規約に定める「キャッシングサービス」は利用できないものとします。

#### 第4条（カードの利用可能枠）

加盟店でのご利用代金の未決済額の限度（以下「ショッピング利用可能枠」と称します）は、日専連JCBカード会員規約第11条にかかわらず、本人会員と家族会員の利用額を合計して20万円から50万円までとします。尚、ショッピング利用可能枠は甲、乙協議の上、変更できるものとします。

#### 第5条（カードの利用代金の支払い方法）

加盟店でのカードの利用代金は、日専連JCBカード会員規約第23条の定めにかかわらず、甲経由で会員宛通知するものとし、学校生協利用規約に定める所定の方法でお支払いいただくものとします。

## 第6条（カードの再発行）

カードは、甲、乙が認めた場合に限り再発行します。

この場合、会員は、乙所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

## 第7条（会員債権の利用）

会員は、甲、乙の間において、カード利用に関する信用及び購買等情報の提供、又は、交換がなされることを承認します。

## 第8条（個人情報の提供・利用に関する同意）

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という）の特約として定めるものであり、会員又は申込者（以下「会員等」という）は、甲、乙が、以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することに同意します。

尚、甲、乙は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

### 1. 乙が、甲に提供する個人情報と甲における利用目的

#### （1）提供する個人情報

- イ. 入会申込書及び入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
- ロ. 入会審査の結果及び乙の会員資格喪失の事実（理由を除く）
- ハ. 本カードの利用情報（信用情報を除く）

#### （2）利用目的

- イ. 甲所定の、本カードに付帯する会員向け特典及びサービスの提供
- ロ. 会員管理

### 2. 甲が、乙に提供する個人情報と乙における利用目的

#### （1）提供する個人情報

- イ. 甲の会員たる資格喪失の事実
- ロ. 甲所定の、本カードに付帯する会員向け特典及びサービス販売について知り得た情報

#### （2）利用目的

- イ. 乙の会員管理
- ロ. クレジット関連事業における市場調査・商品開発

### 3. 同意条項に定める（個人信用情報機関への登録・利用）は行わないものとします。

## 第9条（会員特約）

本特約に定めのない事項については、学校生協利用規約、並びに日専連 J C B カード会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と学校生協利用規約、並びに日専連 J C B カード会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。